

平成30年第3回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時
平成30年10月2日(火)
開会 午後 1時00分
閉会 午後 2時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎3階 302・303会議室
- 3 出席委員
佐藤 勝美、若杉 満、水津 功、菅井 径世、渡邊 泰輔(代理:山田 達也)、
大島 もえ、成瀬 のりやす、にわ なおこ、花井 守行、丸山 幸子
児玉 利彦、宇野 恵子、松原 圭子
13名
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
都市整備部長 谷口 正喜、都市整備部技監 伊熊 竜彦
都市計画課長 伊藤 秀記、都市計画課長補佐 永尾 幸市
都市計画課長補佐 小林 篤史、都市整備課長補佐 高橋 誠
都市整備課長補佐 水野 数哉、都市計画課主事 穂園 卓也
都市計画課主事 後藤 拓哉
- 7 議題等
審議事項
第1号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(尾張旭市決定)について
第2号議案 名古屋都市計画公園の変更(尾張旭市決定)について
第3号議案 尾張旭市都市計画マスタープランの部分改定について
- 8 会議の要旨

事務局
(都市整備部長)

菅井委員は、まだお見えではありませんが、定刻になりましたので
はじめさせていただきます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。
都市整備部長の谷口と申します。どうぞよろしく願いいたします。
早速ではございますが、ただいまから、「平成30年第3回尾張旭市都市計画審議会」を開催させていただきます。

本日の審議事項は「名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」、
「名古屋都市計画公園の変更について」及び「尾張旭市都市計画マスタープランの部分改定について」の3件となっています。

会議に先立ちまして、資料のご確認をさせていただきます。

事前にお配りしている資料はお持ちでしょうか。不足がございましたら事務局より用意いたしますので、お声掛けください。

次に、机の上にお配りした資料についてですが、資料1「尾張旭市都市計画審議会委員名簿」のほか、資料2「事務局出席者名簿」、資

事務局 (都市整備部長)	<p>料3「配席図」、資料4「都市計画審議会条例」及び資料5「都市計画審議会運営規程」が各1枚と左上ホチキス止め資料「稲葉地区の工業地区について」が1部です。</p> <p>不足などございませんでしょうか。</p> <p>続きまして、本日の出席委員につきましては、委員13名のうち12名の方が出席され、尾張旭市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する過半数の出席を得ております。これにより会議は有効に成立しておりますのでご報告いたします。</p> <p>なお、本日は愛知県守山警察署長の渡邊委員の代理として、守山警察署交通課長の山田様にお越しいただいておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>本日出席の委員の皆さま、そして事務局職員につきましては、お手元の名簿のとおりでございますので、失礼ながら、これをもって紹介に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議事に入ります。進行につきましては、当審議会の議長であります会長の佐藤様にお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。それでは、お手元の会議次第に従い、進めさせていただきます。</p> <p>会議次第の2、議事録署名者の指名について、事務局から説明願ひします。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>それでは会議次第の2「議事録署名者の指名」について、ご説明させていただきます。</p> <p>お配りした資料5尾張旭市都市計画審議会運営規程をご覧ください。</p> <p>お手元の資料に裏面の記載がないようです。申し訳ありません。</p> <p>第10条の規定を読み上げさせていただきます「審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員2名が、これに署名するものとする。」この第10条の規定によりまして、議長から2名の署名者の指名をお願ひしたいと思います。説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたように、私から2名の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名者には、花井委員と児玉委員のお二方を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは続いて、会議次第の3、審議事項に移らせていただきます。第1号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」について、事務局から説明をお願ひします。</p> <p>(菅井委員入場)</p>
事務局 (都市整備課長補佐)	<p>それでは第1号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」について説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料のうち、第1号議案をご覧いただきたいと思ひます。</p>

第1号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」についてでございます。こちらは、「都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」を行うものとする」として、本審議会へ付議するものでございます。

ページをおめくり下さい。1ページでございます。

表題中にあります生産緑地地区とは何かということでございますが、生産緑地地区とは、市街化区域内の農地等の農業生産活動に着目して、公害又は災害の防止など良好な生活環境づくりの観点から農地を保全し、良好な都市環境の形成を図ろうとするものです。生産緑地法にその要件が定めてございます。

生産緑地地区として指定を受けますと、固定資産税が優遇されるなど、地権者にメリットがありますが、反面、農地の保全が義務付けられ、その除外も一定の要件を満たさないとそれができないものであります。

今回は、その生産緑地地区の一部除外にともなう、都市計画生産緑地地区の変更を行おうとするもので、変更後の指定面積を表のように、約4.5ヘクタールとしようとするものです。

それでは、変更の内容についてご説明いたします。

上から2行目に、「都市計画生産緑地地区を、次のように変更する」として、面積約4.5ヘクタールとあり、その下に変更理由を記載してございます。

読み上げさせていただきます。「市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである。」としてございます。

2ページをご覧ください。

「生産緑地地区の変更理由書」となっております。冒頭にその定義や指定要件などがあります。

なかほどの4で、生産緑地地区の都市計画変更の主な理由がいくつか列記してございます。この理由の中で、今回は①の「買取り申出があった場合において、その申出の日から3か月以内に所有権の移転が行われなかった場合。」に該当します。なお、この買取申出というのは生産緑地の指定を受けた地権者がいつでも申し出ることができるというわけではなく、中段下の大きなカッコ書きの中にありますように、生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合、若しくは、農林漁業の主たる従事者の死亡、又は従事することを不可能とさせるような故障、例えば病気などを有することになった場合に限られます。

今回の理由は、1件が主たる農業従事者の死亡によるもの、3件が主たる農業従事者の故障によるものです。

なお、その手続きとしましては、市へ買取申出書が提出され、市の関係課および愛知県へ買取の照会をおこないましたが、4件とも買取希望はなく、尾張旭市農業委員会にも買取りのあっせんを行いました。不成立でありましたので、生産緑地法で定める手続きに従い、生産緑地地区内における行為の制限の解除を行いました。

変更の内容は、5、今回の都市計画変更の理由と内容として表にありますように除外面積で3,808平方メートル、団地数で3団地の除外であります。

次に資料の3ページの変更状況調書をご覧ください。表が2つあります。上段の表の「生産緑地地区の一団数及び面積」をご覧ください。

現在、本市の生産緑地地区につきましては、表の「変更前」にありますとおり一団数が45団地、面積約4.9ヘクタールを指定しているところでございます。

これが今回の変更によりまして、一団数が3団地減少、面積として約0.4ヘクタールの減少となり、表の「変更後」のとおり、42団地、面積約4.5ヘクタールとなるものでございます。

下の表の「箇所別調書」をご覧ください。変更の説明になります。先ほど説明させていただきました「変更理由」のとおり、一団番号7-1、除外面積625平方メートル、一団番号7-2、除外面積495平方メートル、一団番号9-3、除外面積2,065平方メートルの3件は除外の理由は主たる農業従事者が故障されたことによるものであります。一部除外とありますのは、この一団番号9-3は、除外地番以外にも生産緑地に指定されており、そのうちの一部を除外するためです。

また、一団番号7-3、除外面積623平方メートルにつきましては、主たる農業従事者が死亡されたことによるものであります。

次に、資料の5ページからをご覧ください。折り込んであります、A-3サイズの総括図および計画図であります。5ページの総括図は市全体の生産緑地地区を図示したものであり、黄色で着色してある4箇所が、今回、除外する生産緑地地区でございます。

6ページから8ページまでが詳細の位置を示しております。

6ページをご覧ください。

一団番号7-1は狩宿町一丁目地内、一団番号7-2は狩宿町三丁目地内でございます。

続いて、7ページをご覧ください。

一団番号7-3は狩宿町四丁目地内 でございます

次に、8ページをご覧ください。

晴丘町東地内となります。黄色の着色部分は、一団番号9-3の除外する部分となります。なお、緑色着色の部分は継続して、一団番号9-3で面積は、554平方メートルとなります。

最後にこの生産緑地地区についての都市計画策定の経緯と今後の予定でございますが、愛知県との協議につきましては、平成30年6月28日に意見のない旨の協議結果を得てございます。

事務局 (都市整備課長補佐)	<p>都市計画法第17条に基づく公告・縦覧につきましては、変更案縦覧の公告を平成30年8月1日に行いました。また、この案の縦覧を8月1日から8月15日までの2週間行いました。縦覧者は2名、意見書の提出はございませんでした。</p> <p>また、本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、平成30年12月上旬を目途に市の告示を行う予定でございます。</p> <p>以上で第1号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま説明がありました第1号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
水津委員	<p>手続きはわかりましたが、生産緑地というのは、都市が必要な緑地等の用地を将来的には買い取るつもりで農地のままおいてもらって構わないという生産緑地法で根ざしたのですが、解除されることでどの程度影響があるのかということ、防災という言葉も出てきましたが、緑地に関して今回の影響が全体の大きな流れの中で、どの程度か教えてください。</p>
事務局 (都市整備課長補佐)	<p>生産緑地につきましては、良好な都市環境を保全していくという意味で、都市部に残る貴重な緑地として保全するべきものと考えています。しかし、生産緑地を買い取ることについては、財政的な面もあり難しいのが現状でございます。</p> <p>そうした中で、今年の4月に生産緑地法が改正され新たに特定生産緑地制度が創設されました。指定期間30年というところが、今後は10年延伸して継続できるようになったことと、今年の9月には生産緑地法施行規則が改正され農地を他の耕作者の方に貸し付ける場合において、その主たる従事者が1年間に従事する日数の割合が7割であったところが1割に減少される制度も創設されました。これらの制度については、今後、周知をいたしまして引き続き生産緑地として、緑の保全として残っていくよう啓発していきたいと考えております。</p>
水津委員	<p>これまでも市が買い上げて、緑地の確保に努めてみえたとおもいます。財政的に厳しい面もありますが、必要と判断されれば今後も継続して緑地の確保に努めていくということによろしいですか。</p>
事務局 (都市整備課長補佐)	<p>はい。</p>
議長	<p>他に、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>それでは採決を行います。第1号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(委員の挙手) 挙手全員です。</p> <p>第1号議案については、原案のとおり可決することとします。</p> <p>続きまして、第2号議案「名古屋都市計画公園の変更（尾張旭市決定）」について、事務局から説明願います。</p>

第2号議案の「名古屋都市計画公園の変更（尾張旭市決定）」について、説明させていただきます。

お手元の資料のうち、第2号議案をご覧いただきたいと思います。

第2号議案「名古屋都市計画公園の変更（尾張旭市決定）」についてでございます。こちらは、「都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画公園の変更（尾張旭市決定）」を行うものとする」として、本審議会へ付議するものでございます。

1枚おめくりください。1ページです。

上から2行目、「都市計画公園中4・4・121号新池公園を次のように変更する」として、面積の欄をご覧ください。5.0ヘクタールから約4.9ヘクタールに変更するものです。

2ページをご覧ください。変更理由です。

新池公園西側にある、市道南栄3号線の道路線形の変更及び道路拡幅を行うために、公園区域を約0.1ヘクタール減少させ、市域住民の交通の安全を図るとともに、公園来園者の利便性の向上を図るものです。

3ページから9ページまでが都市計画変更の図書となります。

それでは、10ページの参考図（平面計画図）をご覧ください。

新池公園は、市南部地域の住民からのレクリエーション施設の整備要望に基づき整備した公園です。真ん中に位置している豊かなため池の自然を活かしながら、その周辺を散歩道として整備し、レクリエーションや運動の場として機能する新池交流館や運動施設も整備されています。このような公園の位置付けを明確化するとともに、適切に管理していくことが必要と考えられることから、現在は5.0ヘクタールの地区公園として都市計画決定をしております。

今回都市計画変更する区域について黄色で着色してあります、池の西側です。この区域は、ため池の敷地を基本としており、市道南栄3号線の道路線形の変更及び道路拡幅を行うことで、面積に影響はあたるものの、公園の利用形態に変化はないことから、都市計画公園区域を0.1ヘクタール縮小する変更を行います。

最後に、戻っていただきまして、4ページをご覧ください。

都市計画策定の経緯と今後の予定でございますが、愛知県との事前協議につきましては、平成30年6月27日に意見のない旨の協議結果を得てございます。

都市計画法第17条に基づく公告・縦覧につきましては、変更案縦覧の公告を平成30年8月1日に行いました。また、この案の縦覧を8月1日から8月15日までの2週間行いました。縦覧者は2名、意見書の提出はございませんでした。

また、本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、平成30年12月上旬を目途に市の告示を行う予定でございます。

以上で第2号議案「名古屋都市計画公園の変更（尾張旭市決定）」についての説明を終わらせていただきます。

議 長	ただいま説明がありました第2号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
水津委員	新池はいつごろのため池ですか。
事務局 (都市整備課長補佐)	公園の供用としては、平成20年からしております。いつごろのため池かということについては、わかりません。
水津委員	文化財にあたるようなものではないですか。
事務局 (都市整備課長補佐)	はい。そのようなものではございません。
議 長	他に、ご意見、ご質問はございませんか。 それでは採決を行います。第2号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。 (委員挙手) 挙手全員です。 第2号議案については、原案のとおり可決することとします。 続きまして、第3号議案「尾張旭市都市計画マスタープランの部分改定について」、事務局から説明願います。
事務局 (都市計画課)	それでは、第3号議案「尾張旭市都市計画マスタープランの部分改定について」をご覧ください。 第3号議案 尾張旭市都市計画マスタープランの部分改定についてでございます。都市計画法第77条の2第1項の規定により、尾張旭市長から諮問があったので、審議会の意見を求める。ものです。 こちらにつきましては、前回、7月24日に開催されました「平成30年度第2回都市計画審議会」において素案をご報告させていただきました。 その後、都市計画マスタープランの部分改定の素案を8月1日から30日までの間にパブリックコメントを実施いたしました。 パブリックコメントでは、3名から5件の意見をいただきました。 本日は、改めて、都市計画マスタープランの部分改定について説明させていただき、パブリックコメントでいただいたご意見に対しての市の考え方についてご説明させていただきます。 それでは、資料を1枚おめくりください。1ページでございます。 こちらは、パブリックコメントで公表した内容になります。 3行目から読み上げます。 尾張旭市では、平成8年3月に「尾張旭市都市計画マスタープラン」(以下、「都市マス」という。)を策定しましたが、社会情勢の変化に的確に対応し、市民の皆さんとともに良好なまちづくりを進めることができるよう、目標年次を平成37年として平成23年3月に見直しを行いました。また、平成28年度の間年次報告では、都市マスの各種方針については方針どおり進捗していると報告されたことから、引き続き現行の方針により都市づくりを進めます。 そして、愛知県では人口減少、超高齢化社会の到来など、都市計画の環境の変化に的確に対応することを目的として、平成30年度中に

第6回線引き見直しを予定しています。本市においても、第6回線引き見直しに合わせ、都市計画基礎調査等から現況分析を実施し、区域区分と用途地域の見直し検討を行いました。

また、現行の都市マスでは「今後の土地利用の需要や社会経済情勢の変化などによって工業用地の確保が必要と判断された場合は、見直しを行う」としており、工業用地の必要性について、検討を実施しました。

その結果、都市マスとの整合性を確認しましたが、現行の都市づくりの方針に沿ったものであり都市マスの各種方針の改定の必要はありませんが、土地利用計画図等の一部の図面は、今回の検討による変更を明示する必要があります。

そこで、都市マスの部分改定として以下の図面を変更します。

改定図面は、以下の7つになります。

部分改定箇所の新旧対照表の説明をさせていただきます。

それでは、1枚おめくりください。

2ページ、新旧対照表になります。

都市計画マスタープランの該当ページは表の左側「ページ」と記載してある箇所にあります。そして、表の左側の「新」が改定後で右側の「旧」が改定前となります。

こちらは、図25 都市構造図です。

右側の図面、赤マルで囲んである変更箇所をご覧ください。黄色のやすらぎゾーン及び緑色のうるおいゾーンと位置づけている箇所です。左側の図面をご覧ください。こちらを活力ゾーンへ変更しました。

1枚おめくりください。

3ページ、図28 土地利用計画図です。

赤マルで囲んである変更箇所をご覧ください。

今回の見直しに伴い、3箇所変更いたします。左側の図面、一番下の晴丘町東地区については、用途地域を工業地域とすることから青色の工業地区へ変更しました。

中段、稲葉地区について、市街化調整区域内で工業地の候補地とすることから青色の工業地区へ変更しました。

上段、新居町下切戸地区について、第1種低層住居地域を沿道利用可能な第1種住居地域へ変更したことに伴い、うすい黄色の一般住宅地区へ変更しました。

1枚おめくりください。

4ページ、図29 景観要素図です。

赤マルで囲まれている変更箇所をご覧ください。左側の図面、真ん中の赤マル、稲葉地区については、現行の田園景観からの除外を行いました。また、晴丘町東地区については、新たに工業地景観へと変更を行いました。

1枚おめくりください。

5 ページ、図 30 緑のネットワーク図です。

左側の図面、赤マルで囲まれている稲葉地区については、工業地区とすることから農地から除外しました。

1 枚おめくりください。

6 ページ、図 32 将来道路網構想図です。

左側図面の赤マルで囲まれている晴丘町東地区についてご覧ください。今回の見直しに伴い、市街化区域へ編入することから、該当部分を着色変更しました。

1 枚おめくりください。

7 ページ、中部地域の取り組み方針図です。

左側図面、赤マルの変更箇所をご覧ください。

稲葉地区を工業地の候補地としたことに伴い、白地だった部分を工業地としての土地利用へ変更しました。

こちらについて、前回の都市計画審議会でご報告した資料から 1 箇所修正を加えておりますのでご報告いたします。

左側の図面につきまして、赤マルの変更箇所とその上にあります「既存市街地の居住環境改善」が重なってしまい、見えづらかったため、文言の位置を上に変更し、青色の工業地を見やすく修正しました。

1 枚おめくりください。

8 ページ、南部地域の取り組み方針図です。

左側図面、晴丘町東地区の市街化編入及び工業地域の指定に伴い、赤マルの変更地区について、工業地へ変更しました。

以上がパブリックコメントで公表した都市計画マスタープランの部分改定の素案になります。

1 枚おめくりください。

9 ページ、都市計画マスタープランの部分改定に対してのご意見と市の考え方です。

こちらは、いただいたご意見及びそれに対する市の考え方を取りまとめたものです。

番号 1 「土地利用計画図の稲葉町の工業地域への変更について、農地を保全することは必要であると思いますが、土地所有者からしてみれば、高齢化や跡継ぎがないなど、維持していくことが大変難しい状況です。今回の変更で、土地利用の可能性が広がることはありがたい。これを機会に積極的に企業誘致を進めるのでしょうか。」という意見を頂いております。

これに対する市の考え方としては、「今回の部分改定は、市の工業フレームの検討から将来的に必要な工業用地を確保するために行うものです。そのため、積極的に企業を誘致するというよりも、企業が進出しやすい環境を整えるための変更を行うものです。」としております。

続いて、番号 2 「土地利用計画図の稲葉町の工業地域への変更について、今回の変更地区を選定した理由を教えてください。」という意見を頂いております。

これに対する市の考え方は、「工業地域への変更地区は、愛知県が作

成する上位計画である「名古屋都市計画区域マスタープラン」に掲げられた工業地の配置方針に従い、交通の利便性が高く物流の効率化が図られる地域であること、既に工場が集積している工業地に隣接していること、市街化区域に隣接していることなどの理由によって選定しています。」としております。

続いて、番号3「土地利用計画図について、将来を見据えて用途変更すべき、このままでは将来の発展に支障がでる。農地の保全は本当に必要か。」という意見を頂いております。

これに対する市の考え方は、「都市計画マスタープランは、平成37年度の都市像を明らかにするものとして、平成23年度に作成されました。作成当時から社会情勢などが変化したことに伴い、今回、部分改定を行うものです。農地は、農業に資するだけでなく、治水、環境などの様々な効果が見込まれる土地利用であり、都市に「あるべきもの」として緑地と位置づけられていることから、一定の保全が必要と考えています。」としています。

続いて、番号4「土地利用計画図について、将来を見据えて用途変更すべき、このままでは将来の発展に支障がでる。「総合庁舎」(国・県・市もしくは市関係のみでも可)構想を軸とした活性化を念頭に今回の部分改定に反映させてはどうか。現在であれば、稲葉地区に用地を確保できるのではないか。」という意見を頂いております。

これに対する市の考え方は、「人口減少・高齢化が進む中、国土交通省は都市づくりの重点施策として「コンパクト・プラス・ネットワーク」を掲げています。庁舎は、多くの市民が足を運ぶ施設であるため、鉄道駅の徒歩圏内であることがこの方針に合致していると考えます。そのため、現時点では、稲葉地区への庁舎統合による移設は考えておりません。」としております。

続いて、番号5「今回の部分改定では、取り上げることができないかもしれないが、昔からのしがらみにとらわれなくて、長久手のように積極的に取り組んで欲しい。遅い、小細工なものが多い十年先を見て、もっと先を市全体を見て、計画を立てて欲しい。」という意見を頂いております。

これに対する市の考え方は、「都市計画マスタープランは、概ね10年～20年先の都市像を明らかにするものとして市民参画により作成したものです。現行の都市計画マスタープランが作成から8年経過しており、社会情勢の変化と都市づくりの基本方針とを勘案して、今回は部分改定を行うものです。頂いたご意見については、次期計画案の検討の際に参考とさせていただきます。」としております。

以上がご意見に対する市の考え方です。いずれも貴重なご意見ではございますが、今回の部分改定に係る修正はないものとさせていただきます。

そのため、先ほど説明させていただいた素案、そして、前回の都市計画審議会でも説明させていただいた内容から部分改定についての変更はございません。

事務局 (都市計画課)	<p>1枚おめくりください。</p> <p>10ページ、都市計画マスタープラン部分改定の概要です。</p> <p>これまでの経緯及び今後のスケジュールについて記載がございます。</p> <p>本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、平成30年10月中旬を目処に公表及び愛知県知事への通知する予定でございます。</p> <p>以上で第3号議案「都市計画マスタープランの部分改定」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま説明がありました第3号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>他に、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
大島委員	<p>土地利用計画図の新旧対照表の新居町ですが、変更箇所が赤マルで囲まれているところが、変更箇所を囲いきれていないので修正をしたほうがよろしいのではないのでしょうか。</p>
事務局 (都市計画課長補佐)	<p>南北の道路まで赤マルで囲うように修正します。</p>
大島委員	<p>もう1点お願いします。</p> <p>1ページでは「都市計画マスタープランは平成8年から策定をして、平成23年に見直しを行った」と書かれていますが、9ページの意見の概要に対する市の考え方の番号3では、「平成23年度に作成されました。」と記載されているので、平成8年に策定し、平成23年に見直しを行ったと、記載したほうがいいのではないのでしょうか。</p> <p>番号5においても、「作成から8年経過しており」とありますが、ここも見直したのは平成23年なので整理されたほうがよろしいかと思えます。</p>
事務局 (都市計画課長補佐)	<p>番号3については、「平成8年に策定し、平成23年度に見直しされました。」と修正させていただきます。番号5については、「平成23年に見直しされました現行の都市計画マスタープランが8年経過しており、」と修正します。</p>
水津委員	<p>景観要素図の南北に伸びる稲葉線と東西の旭南線との交差点部分の田園景観ですが、他の図では、道路まで色が変わっていますが、こちらの図は道路部分からセットバックしているように記載されています。変更箇所が工業用地になったとしても、道路景観に対する配慮はやりようがあるため、このように記載されているのでしょうか。</p> <p>また、景観計画で定めている要素図についても検討の中で反映はされていると思いますが、豊田市での経験ですが、マスタープランの変更をするので併せて景観計画を変更したいという諮問がありまして、景観計画というのはそもそも、違った論点で位置づけて計画をしているのでマスタープランが変更になるからといって、景観の考え方が変わるのとは、おかしな話だと紛糾したことがあります。要するに、景観のあるべき姿とまちのあるべき姿は、重ね合わせながら検討する必要があるわけで、今は景観計画を議論する場ではないかもしれませんが変更に伴う影響の度合いについて考える必要があると思えます。</p>

<p>事務局 (都市計画課長補佐)</p>	<p>水津委員がおっしゃったように、道路沿いの景観については他の図面では道路で区切っていますが、景観ということでふわっとした形で線引きしていますので、そういった意味も込め、この場所については景観に配慮するということは今後も継続していきたいと思っています</p>
<p>議長</p>	<p>それでは採決を行います。第3号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。 (委員挙手) 挙手全員です。 第3号議案については、原案のとおり可決することとします。 次に、会議次第の4、「その他」について事務局、何かありますか。</p>
<p>事務局 (都市計画課長補佐)</p>	<p>それでは、今回の都市計画マスタープランの部分改定に関連事項について、報告させていただきます。 こちらにつきましては、前回、7月24日に開催されました「平成30年第2回都市計画審議会」において少し触れさせていただきましたが、今回、改めて内容について説明いたします。 資料としましては、お手元に配布した「稲葉地区の工業地区について」をご覧ください。 第3号議案でご説明した都市計画マスタープランの部分改定により、稲葉地区については、市街化調整区域のままですが、工業地区となります。同地区は、工業地区としての土地利用を図るため、工場・研究所を建てることのできる地区とします。 1 地区の区域をご覧ください。 愛知県の「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」第4条に基づき、都市計画マスタープランに即して、市長が知事に申出た区域とあります。 条例第4条に基づく申出する区域は、都市計画マスタープランの土地利用において工業地区としていることが条件となります。今回の、都市計画マスタープランの部分改定で稲葉地区については工業地区としたことで条件を満たしております。 1枚おめくりください。 こちらが先ほどご説明した、申出区域です。 赤線で囲まれた区域です。 申出する区域は、都市計画道路 旭南線から南側で環境事業センターから、石原川までの区域となり、約10ヘクタールになります。 もう一度、一枚目に戻りまして、次に2の予定建築物等の用途をご覧ください。地域における産業集積の形成及び活性化を図るための企業立地及び、事業の生産性の向上を重点的に促進すべき業種として知事が定める業種に該当する向上又は研究所について建設することができます。 知事が定める業種とは、日本標準産業分類の製造業の中で、(1)輸送機器関連産業、(2)繊維関連産業、(3)機械・金属関係産業、(4)健康長寿関連産業、(5)新エネルギー関連産業、(6)農商工連携関連産業の業種に該当する必要があります。</p>

事務局 (都市計画課長補佐)	このように稲葉地区につきましては、工場建設に限って、行政手続きの合理化、迅速化を図ることで工業地区としてまいりたいと考えております。説明は以上です。
議長	ただいま説明がありました件について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 他に、ご意見、ご質問はございませんか。 それでは、次回の予定について事務局から説明をお願いします。
事務局 (都市計画課長)	それでは、次回の審議会の予定について説明させていただきます。 現在、愛知県が進めている第6回線引き見直しに合わせた区域区分や用途地域等の変更の手続きとしまして、今後、11月13日から27日まで、都市計画法17条に基づく縦覧を行います。 そして、縦覧で提出された意見への対応と都市計画変更案について、平成30年12月21日に都市計画審議会で審議を予定していますので、出席をお願いします。以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありましたとおり、次回の審議会については、12月21日に開催されるとのことであります。 皆さんお忙しいかと思いますが、なにとぞご協力くださるようお願いいたします。 それでは、これをもちまして、平成30年第3回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。皆さん大変お疲れ様でした。

以上会議の次第、内容について相違ないことを証し、これに署名する。